

「青森新時代」への架け橋資金【創業する事業】 (三戸町が信用保証料を補助します)

青森県では、創業や商品開発といった前向きな事業活動に必要な資金（運転資金、設備資金、借換資金）の調達を図る中小企業者や個人の方を対象に、青森県「青森新時代」への架け橋資金特別保証融資制度を実施しています。

三戸町は、創業資金としてこの制度を利用する方のうち、一定の要件を満たしている方に対し、信用保証料の補助を行います。

補 助 対 象 者

町内で新たに中小企業者として事業を開始しようとする方、または事業を開始して1年に満たない中小企業者で、次のいずれにも該当する方

- ・ 個人にあっては町内に住所又は主な事業所を有する方またはその予定の方、法人にあっては町内に法人登記又は事業所を有する事業者またはその予定の事業者。
- ・ 町に納付すべき税金を滞納していないこと。
- ・ 青森県「青森新時代」への架け橋資金「創業する事業」により、融資額1000万円以内かつ融資期間7年以内（うち据置期間1年以内）で融資を受けた方

補 助 内 容

信用保証料を全額補助（県30%、町70%）します。

（「令和7年度三戸町中小企業創業支援資金保証料補給交付要綱」に基づき、信用保証協会に補給します。）

（経営者保証を提供しない場合の信用保証料の上乗せ分は補助の対象外です。）

実 施 期 間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

（予算の都合により、保証料補助の終了が早まる場合があります。なお、この場合でも所定の保証料を負担し、青森県「青森新時代」への架け橋資金を利用することは可能です。）

お問い合わせ先

○信用保証料補助に関すること

三戸町まちづくり推進課 電話 0179-20-1117（直）

○青森県「青森新時代」への架け橋資金に関すること

青森県経済産業政策課中小企業金融グループ 電話 017-734-9368（直）

<連携融資制度に関するQ＆A>

Q 1. 希望融資額が1 0 0 0万円を超える場合または融資期間が7年を超える場合でも、信用保証料の補助を受けることができますか？

A 1. 信用保証料の補助対象となる融資は「融資額1 0 0 0万円以内かつ融資期間7年以内（うち据置期間が1年以内）」のものに限られます。

ただし、例えば、融資額1 5 0 0万円（融資期間7年以内）を希望する場合に、信用保証料の補助対象となる1 0 0 0万円の融資と補助対象外の5 0 0万円の融資の2口に分けることで、当該1 0 0 0万円の融資について信用保証料の補助を受けることは可能です。

Q 2. 連携融資制度を利用するための手続きを教えてください。

A 2. 融資を受けるにあたっては、青森県特別保証融資制度の取扱金融機関（※）の融資担当窓口へお申込みください。

なお、お申し込みの際には、青森県特別保証融資制度の申込書類に加え、信用保証料の補助対象者であることを確認できる書類（法人の登記事項証明書など）を併せてご提出ください。

（※）青森県特別保証融資制度の取扱金融機関（順不同）

青森みちのく銀行、岩手銀行、東北銀行、七十七銀行、秋田銀行、北日本銀行、みずほ銀行、青い森信用金庫、東奥信用金庫、青森県信用組合、商工中金、あすか信用組合、東日本信用漁業協同組合連合会